

## 発議第7号

みやき町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例について

みやき町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改  
正したいので、みやき町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和 5年 1月 5日提出

提出者 みやき町議会運営委員会  
委員長 大石安弘

### 提案理由

みやき町長、副町長及び教育長の給与等の改定の状況を鑑み、みやき町議会議  
員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるため。

みやき町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

みやき町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年みやき町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の110」を「100分の115」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

みやき町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第6条 (略) 2 (略) 3 前項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した第1項に規定する者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第1項に規定する者が受けるべき議員報酬月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第6条 (略) 2 (略) 3 前項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した第1項に規定する者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第1項に規定する者が受けるべき議員報酬月額に <u>100分の115</u> を乗じて得た額とする。